

議会改革特別委員会

令和3年2月15日

葛城市議会

議 会 改 革 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和3年2月15日（月） 午後1時30分 開会
午後2時32分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	梨 本 洪 珪
副委員長	谷 原 一 安
委 員	杉 本 訓 規
〃	奥 本 佳 史
〃	松 林 謙 司
〃	川 村 優 子
〃	増 田 順 弘
〃	岡 本 吉 司
〃	西 井 覚

欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 西 川 弥三郎

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名
な し

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩 永 睦 治
書 記	和 田 善 弘
〃	高 松 和 弘
〃	福 原 有 美

7. 調 査 案 件

(1) 議会改革に関する事項等について

開 会 午後1時30分

梨本委員長 ただいまの出席委員は9名で、定足数に達しておりますので、これより議会改革特別委員会を開会いたします。

委員の皆様、こんにちは。本日はお忙しい中、議会改革特別委員会、ご参集いただきましてありがとうございます。午前中の道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、それから総務建設常任委員会の協議会に続いての方もおられると思いますが、この議会改革に関しましては、市民の方の注目も高く、また我々議員にとって、これからますます充足した活動にしていくためにも、本当に本日も慎重な審議、そして活発なご意見をいただきたいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

では、発言される場合は必ず挙手をいただき、ご指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクを近づけてからご発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

なお、傍聴者につきましては、情報通信機器の会議室内での使用は認めておりませんので、携帯電話等をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに切り替えるようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会議の進行に際して、密閉空間にならないよう出入口を開放しておりますので、ご了承願います。

なお、発言される際はマスクを着用したままご発言いただきますようお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより調査案件に入ります。

調査案件（1）議会改革に関する事項等についてを議題といたします。

本日は、昨年11月の臨時会における役員改選後、初めての議会改革特別委員会の開催となりますが、本件につきましては、去る1月18日に開催いたしました議会改革特別委員会の協議会におきまして、今後、委員会として取り上げる検討課題等について協議をいたしております。その協議内容を踏まえまして、本日は現在、葛城市議会で実施している一般質問の実施方法に関連して、発言通告の提出時期や事前審査等について、また、議長の許可を得て資料パネルを作成して質問しておりますが、議会の映像配信システムを利用した資料の表示について、そのほかに、ハンコレスに関する事項と今後の議員研修について、委員各位のご意見を伺いながら協議できればと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

それでは、初めに、現在、葛城市議会で実施している一般質問の実施方法に関連した発言通告の提出時期や事前審査等についてでございます。協議会では、一般質問の実施時期については、合併当初は、定例会の会期の後半、議案採決の終了後に実施しておりましたが、当時の議会改革の中で、他の市議会の状況なども参考にしながら実施時期を変更してきた経緯がございますので、一般質問の実施時期は、これまでどおり実施することを確認いたしまし

た。ただ、付託議案等の委員会審査の前に一般質問を実施することになるので、委員会審査や採決に直接関係するような内容については、事前審査に該当しないよう、議長や所管の委員長とも相談して質問を実施していくことを確認いたしております。それに伴い、発言通告の提出時期については、現在は申合せにより、定例会招集告示日からとなっており、招集告示日に開催される議会運営委員会の終了後から受付を開始していますが、議案配付後の招集告示日の翌日、午前8時30分から受付を開始してはどうかと提案がございましたので、議長の許可を得まして、1月20日に開催された議会全員協議会で報告させていただいております。

なお、通告の提出期限につきましては、これまでどおり、本会議初日の7日前の午後5時までとなります。ただいま説明いたしました内容につきまして、委員皆様のご意見を伺った結果を議会運営委員会へ報告したいと考えておりますので、ご承知おき願います。

それでは、一般質問の発言通告の提出時期等につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 特に意見がないようであれば、この内容で次回3月定例会から実施していけるよう、3月定例会前に開催されます議会運営委員会等において報告させていただきますので、ご承知おき願います。

次に、一般質問に関連しまして、現在、議長の許可を得て資料パネルを作成して、質問されている議員がおられますが……。

増田委員。

増田委員 3月から先ほどの案で実施されて、今回の議会運営委員会で諮っていただくということであれば、これ、この書類を送付されるのか、議会運営委員会までに各議員のところに案内通知あるので、後になってしまいますよね。という日程になるのと違うかな。局長、どうですか。一般質問の送付の段階でまだ議会運営委員会終わってない。

岩永事務局長 まだ終わってないですね。打合せの段階で、その変わる可能性があるとか。

増田委員 そういう予告だけしといてもらわんと、日程的に後先になるかなと思うので、その辺よろしく。

梨本委員長 事務局、お願いします。

高松書記 議会事務局、高松です。

ただいまの増田委員のご質問なんですけれども、議会運営委員会の開催前に、正副議長と議会運営委員会の正副委員長の打合せがございます。その打合せ終了後に、いつも一般質問の提出のご依頼を全議員に配付させていただいておりますので、今のご意見を踏まえまして、正副議長と正副委員長の打合せの際に、その辺、事務局から報告させていただきまして、次の3月定例会の議会運営委員会終了後の翌日から受け付けしますというようなアナウンス、通知の方をさせていただければと考えております。

以上でございます。

梨本委員長 ありがとうございます。では、混乱のないようにだけ、事務局の方で手配、よろしくお願いたします。

では、続きまして、先ほどの続きになりますが、一般質問に関連しまして、現在議長の許可を得て資料パネルを作成して、質問されている議員がおられますが、葛城市議会の映像配信システムを利用した資料画像の表示ができないかのご要望がございましたので、こちらにつきましても、議長の許可を得て、さきの議会全員協議会でシステムのテストを実施しております。それらを踏まえまして、システムの映像配信の運用につきましてもご検討願いたいと思います。

何かご意見等ございますでしょうか。

奥本委員。

奥本委員 前回と若干重複するんですけども、委員会という場なので、もう一度改めて提案させていただきます。今現在、映像配信システムをリース契約されてるということで、そのシステムの中の機能として、映像の画面に現在パネル等で提示してる資料を、データを事務局に渡して、事務局の方で提示してもらうという機能があるので、それを使えないかということで提案させていただきました。事実、同じようなシステムを使ってるほかの市町村の議会ですと、やるところがございまして、できることはできると思うんですけども、実際どういうふうにするかですよね。議場にいらっしゃる方は、モニターの方が小さいので、一長一短あるんですけども、今コロナの影響で映像配信をご覧になってる方にしてみれば、その辺の資料は見やすくなるという効果はあるかと思っておりますので、その辺検討いただければと思ひまして、提案させていただきました。

梨本委員長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 前回、奥本委員のそういった意見がございましたので、議会全員協議会で議長の許可を得まして、皆さんでご視聴いただいたと思うんです。特に問題がなければ、そのシステム運用をするという方向で進めてまいりたいと思ひますが、何か。

増田委員、お願いします。

増田委員 1つは、映像配信も選択肢の1つである。パネルも使用は可能や。データの形はどうするねんと。この辺のところを整理していただいたらどうかなと思うんですけども。

梨本委員長 ありがとうございます。そうですね。確かに今、増田委員おっしゃるように、システム運用するという場合に、例えばこれを、開始時期はいつにするのかであるとか、それから、表示する画像の枚数であるとか、画像の提出時期とか、そういった基準等について、それをこの特別委員会で協議していくのか、それとも議会運営委員会に協議していただくのかということも含めて検討しないといけないと思うんです。それを、まず、どちらで、議会運営委員会でやっていただくのか、この議会改革特別委員会でこのまま協議していただければいいのかということも含めて、ご意見いただきたいと思うんですが。

西井委員、お願いします。

西井委員 私は議会運営委員会の委員長をさせてもうてる。議会運営委員会の委員がこの委員会に入ってるということで、委員会は別やとした中で、ここで決められたことについては、委員会として報告させてもらうて、了解してもらうという形を取りたい。だから、今の映像の関係

については、一応この委員会で骨格決めてもらって、今話出てるけど、3月からということも含めて、何枚までとかいうのも含めて、事務局かて作業入るから、その期日でやっていてええかどうか。また、やっていけるかどうかとか、その辺の事務局の対応も、何枚でもかまへんとかいう形になったら、ほんまに事務局、それ受けられるかということもあるから、その意見もやっぱり聞いた中で決めてもらったら。決めた内容については、一応、委員会は別として、議会改革特別委員会でこのような形で決められたから、皆さん、それでご異議ございませんかという形には持っていきたくないけども、現実、ここでは議会運営委員会全員入ってくれたはるから、ここで決まったことは議会運営委員会でひっくり返ることはまず、よほどの決めたことの欠陥が後から出やん限り、ないと思いますので、どうか事務局ともその辺を決めてもらうのに、受けられる範囲内と、やはり枚数ぎょうさんなり過ぎたら、また視聴者自身も、何が何やらということもあるから、その辺も整理した形の中での枚数とか、皆さんのご意見を聞いてもらって、ほんで、事務局がその対応できるかどうかも含めて、対応できへんような形になったら、1人は何枚いけたと、次は、こんなん、もうそれだけできへんよって無理やってんとかいうことのないような形の中で決めてもらったらいいの違うかなと思います。

梨本委員長 それでは、今、西井委員からもそのようなご意見をいただきましたので、この映像配信の運用に関する基準等について、この議会改革特別委員会の方で皆さんと協議していきたいと思えます。

今、増田委員からもございましたように、パネルも今までどおり使用できるのか。それとも、統一して映像だけでやるのかという論点もあるかと思えます。あと、今、西井委員からもおっしゃられましたように、表示する画像の種類とか、これは事務局も含めて協議もしていかないといけないと思うんですが、まず、開始時期から皆さんに意見いただきたいと思うんです。この3月議会からこれをスタートしていくのか。それとも、もう少しもんだ上で6月議会からやっていったほうがいいのか。その辺から皆さんの意見を賜りたいと思うんですが。

杉本委員。

杉本委員 その前に、僕、気になってることがあって、パネルも、今の大きさではなくて、もっと大きいものがいけるのであるとかというルール決めがあるのかなというのが1個気になってて、もう1個が、県会の議会とか見とったら、手話入ってるじゃないですか。そういう声が、もし、葛城市に、やるかやらないかは別として、ここへ入ったときに、このパネルってどうなるのかなと、この前ふと思ったんです。それは未来のことなのでよく分からないですけど、パネルで、もっと大きくしたりして、カバーできるのではないかなとふと思って、反対とかではないんですけど、気になったのがこの2つなんです。例えば、議会の中継、手話も入れてほしいという声があったときに、資料がかぶって、できへんかなったりするのかなとも思ったりするんですけど、それでも、今は声がないからあれなんですけど、どうなのかなというこの2点。パネルのサイズと、決まりがあるのかなという。もっと大きくすれば分かりやすいんじゃないのという単純な意見がちょっとだけあるんです。

梨本委員長 今、杉本委員の方から、パネルのサイズはどこまでいけるのかということと、手話等の要望があったときに、その併用が可能なのかという、これは技術的な話になってくると思うんですけども、ほかで、そういった市議会で手話を取り入れられてるところがあるのかも含めて。

杉本委員 見たことはないです。

梨本委員長 ないですか。

奥本委員。

奥本委員 今のサイズの件なんですけども、前回の12月議会のとき、私、パネルで説明させてもらったときに、最初に作ったサイズが、A2サイズというのでやったんです。ところが文字が小さくて、テストしたら、全然画面に映しても見えないということで、もう1回作り直したんです。A1という一番大きいサイズでやったんです。それでも、詰め込む量、文字数によっては見づらいいかなというのがあったんです。国会のやつやったら、あれ見ると、予算委員会とか、A4のサイズを横にこう立てかけて、それだけ拡大してるというシステムがあるので、そこに切り替えてはるので、いけるんですけども、うちのシステムは、議員の発言台を映してるのと同じやつを切り替えて、事務局の方でズーム、拡大とかされてるので、やっぱり手間は手間なんですよね。恐らくは、今のシステムを見てる限りでは、部分的にパネルの一部を拡大できる機能があるみたいなので、大きさは別に関係ないかなという気はするんです。ただ、それをやるんやったら、本当にそのデータに差し替えたら、画面は一瞬で切り替わるだけやから、ズームする操作とか、また元に戻す操作というのは、事務局の手間は少ないかなという気はするんです。その辺、私、分からないので、事務局の意見を聞いたらどうかなと思います。

梨本委員長 事務局、お願いします。

高松書記 ただいまのパネルの件なんですけれども、今使用してるパネルの現状、サイズにつきましては、本当に議員から提案されたやつ、議長の許可で提示してる部分になりますので、特にどれぐらいの大きさという基準までは定めておりません。議長の許可を得て使用されてるといのが現状でございます。

あと、操作につきましては、まだ何分不慣れなところもございますので、一度本当に、前回、議会全員協議会の際に使用させていただきましたけども、どういう展開するのかというのは、もうちょっと研究させていただいた方がいいのかなというような気もします。実際質問されるに当たって、見ておられる方は、それしか見れなくなってしまうので、後々、正式に残るのは会議録、議事録、文字になりますので、その辺、ここにこう出てるよというような指示だけしていったら、正式な会議録に残すときには、何言うてるか分からないような形になっても、後々のこと、会議録に残す記録としてはどうかなと思いますので、その辺も踏まえて、議員皆様で協議願えたらというふうには感じております。

あと、手話については、まだ私ども、どこまでと、やってるところも存じ上げてないところでございますので、今後、本当にそういうのが必要になってきたときには、また研究していけたらと思っております。

以上です。

梨本委員長 川村委員、お願いします。

川村委員 今回の運用基準、パネルを出してきて、議員がその説明をしていくのに、そのパネルをズームアップして行って、発言と並行してその内容を見せるというような形ですけど、これまでも、例えば書物を出してきて、自分の一般質問の内容といろいろとリンクしてやってきたという経緯が多々あると思うんです。説明が要る場合、その中身の数字を出して説明が要るというようなことであれば、今言ってる、ちゃんとデータの中に取り込んでやっていくというのは、これは絶対、見る立場、市民の皆さんがネット配信を見るということの中で必要であると。これまでのやってる内容は、議員の言葉と、実際にズームアップしていくアクションの中で、慣れないという部分もあったんですけども、集中して、ぱしっと見えたかというのと、見えてなかったんじゃない。ごめんなさいね。事務局の技術がどうか言ってるわけではないんですけど、まだ慣れてないと。だから、今言ってるように、データの中にそれを組み込んでいただきたいという一般質問者の要望があれば、それはそれで生きますと思います。ただ、今言ってるように、全て、事務局のいろんな煩雑な仕事も一緒に考えた中で、どんな形も、これから質問者として考えていくと思うんです。だから、全てアップするとか、それが必要なのか、この書物の中の、例えばそれを議員が読んで、こういう書物の中にこういう内容が書いてあるで済めばそれでいいわけで、あくまでも質問者が自由に表現ができる範囲の中で運用すると。極端な話、ずっと画像を見せてやるわけではないと。そこまで常識的にやるわけではないと。ただ、今、この3月議会にそれを、先ほどから意見として言っていたきたいといわれている時期については、なかなか3月議会に、今そこに運用できるというところに達するかという、なかなか今いろんな技術の検証もしないといけないので、3月は無理ではないかと、私自身はそういうふうな意見を述べさせていただきたいと思います。

ただ、質問者の自由な表現であるので、要望があったら、どこまでの範囲のことはできるという可能性です。その極限は、ここまでできますとかいうようなことの基準は決めといたらいいのではないかとこのように思って、それは、それぞれの個々の質問者の人が、それが必ず必要かといったら、必要ではないときもあるし、ただ、今言ってるように、議事録は全部、その中の内容を言葉で吐かないと、全然反映しないわけですから、必ず説明に、見せるということと、言葉でなかなか説明しにくい、ネット配信に見にくいというところの、傍聴者に対してのサービス部分という、皆、傍聴もしますので、そこやと思うんです。だから、当然、議事録は、必ず言葉であるので、淡々と説明をしないといけないということは当然やと思いますし、それはあくまでも自由な中で、どこまでのことはできますという枠だけ決めておいたらいいのではないかと思います。

梨本委員長 ほかに何かご意見等ございますでしょうか。

谷原副委員長。

谷原副委員長 何のためにパネルとかデータを見せるかということなんですけれども、第一義的には、質問者が行政の側とやってるわけですね。一般質問というのは、市政全般について行政に問いたですということやから、まずは行政の方に正確にこちらの意図が伝わるがために資料

を出してるというのが本来だと思うんです。だから、私は、インターネット中継するから、何の議論してるかということ市民に見せるというためにこれをやるというのは、それは二次的なものだと私は思うんです。今こういうことを議論してるということ、傍聴者なり市民に分かってもらうためにやると。でも、第一義的には、やっぱり行政とのやり取りなので、資料とか、パネルにしたものでも、映像でも、その資料は、できたら印刷して理事者側にお渡しすると。理事者がそこで映像を見ながら、何やろうなということにはならん方が、私はいいのかなと思ってます。これは、何のためのパネル使用とか、データの映像使用かということがあるので、ここは性格がどうなのかということ、はっきり、両方やと言えば両方でもいいんだけど、市民のサービスのためにやってるのではないというふうに、私は、自分自身がやったときもそうではなかったんで、あくまで行政の方に分かってもらう。だから行政にも資料を出すというふうな形で、だから、あとは川村委員がおっしゃったように、表現の自由の中で、常識的な範囲で枠を定めてやっていけばいいかなというふうには思います。

梨本委員長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

松林委員。

松林委員 データ、そやからパネルもあれば、今、データを配信していただくという、そういう形式もあり、ガイドラインは、どこまで、どのぐらいのパネルで、どのぐらいの枚数でできるとか、ある一定のガイドラインも今回は大体決めていただいて、議会事務局の技術的なこともありますので、それはもうしばらく、3月は時間的にも厳しいかなと。しばらくそこらも検証していただいて、そういうふうなガイドラインを今回は決めていただく方がいいのかなと、私もこのように思います。

梨本委員長 ほか。

増田委員、お願いします。

増田委員 今、谷原委員の意見で、そういうことやなど。相手は理事者であって、理事者が現状、映像を見れる条件が整ってるのか。恐らく横のモニターを見る必要が発生すると思うんです。理事者が全部資料のときに横向いて確認しておられるというのが、何か不自然やなど。手元にモニターを、全部配信装置を今また装備するか。そこまですれば、それも映像だけで条件整うんですけども、それがなくなると、おっしゃってるように、映像の場合はプリントを配れというふうな条件もつけていかんのかな。パネルなら、直視で、意見を述べておられる方の方を見て、それを確認されるというふうにはできるんですけど、モニターとなると、不自由というか、不自然というか、目の動きというか、何かそういうことを考えると、問題ありかなというふうに感じましたので、それもひっくるめてやれば、今回いろいろ整理する時間が必要なのかなと感じました。

梨本委員長 川村委員、お願いします。

川村委員 谷原委員がさっきおっしゃった、理事者とのやり取りの中で、その資料は、当然、理事者と照らし合わすという意味で、パネルや資料をその中に入れるという考え方もあるし、開かれた議会という中で、よくどこどこが何人、何人というような、例えば人数を言ったりする

中で、当然、理事者とのすり合わせの中で、現状、今、それぞれの状況はどうですかなんて聞くとときに、その内容についてつらつらと、何も資料がなくて言ったところで、市民の人はどれほど一目瞭然でそれが確認できるかという、そういう内容について開かれた議会として表すと。だから、どちらもあると思うんです。だから、今言ってるように、増田委員が言われたみたいに、何のためにするかという、資料の一番的確な提供の仕方、そのときにぱんと資料を出して、映像を理事者が見て、例えば地図でここやとかいうふうな表現をするのに、その内容がその場で初めて分かってもらえるかというような内容にしていくのかという、今言う、本人の、質問者の意図というか、質問の趣旨ですよ。そこがきちっとヒットすればいいわけで、その辺は、今言われたみたいに、いろんな条件の中で、そういった資料を的確に使っていくという目的が表れるわけで、今言われたみたいに、整理をやったりしていかないと、今初めて、何のためにそれをするかというところら辺の目的をもう1回きちっとやったり整理すべきやなというふうに思います。すいません。付け足しで。だから、本当にいろんな目的があるというふうに私は思ってます。

梨本委員長 ほかにご意見ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 今、いろいろとご意見頂戴いたしました。なかなか、ガイドラインの整理であったり、この運用に関する基準を決めていくためには、もう少し時間が必要かなというふうに考えますので、この3月定例会は難しいのかなというふうに思います。ですので、一度、今日、委員の皆様から承ったご意見等を、もう一度、正副委員長の方でしんしゃくいたしまして、技術的に事務局にも可能かどうかということも含めて確認した上で、再度皆様にご協議いただけるような形でご提案させていただこうかなと思っておりますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

梨本委員長 ありがとうございます。

西井委員。

西井委員 その件について、再度事務局とも、作業は事務局やし。今話してたように、俺も当初から、3月議会からというのは、議会全員協議会でも説明したから、分かる部分もあるけども、ただ、先ほどもあったように、いろんな形の中で、全員に周知というふうなことも考えたら、それは新たな欠点もあるかもしれんけど、6月からやっていくとしたら、皆さん方に徹底もできるんやないかという気持ちも当初からあったわけです。谷原委員、意見、先ほど言わはったように、パネルは誰のために見せるのかという。ただ、私も議員になる前に一遍だけ傍聴に来ました。そやから、傍聴人、議案の内容が全然分からへんねん。ほなら、来はった人に内容が分かるようにしてやらんかいうのも考え方やけど、議会というのは、基本的には、そういうことも含めて付託されてるから、理事者側と審議するねんというのも1つの考え方ですやろう。その辺は、質問内容も含めて、市民にも分かってもらいやすくするためにそないするわという考え方と、谷原委員言わはったように、理事者にこういう形やったら、言うてる話と違う、これ、考えんかいということを出すためやったら、パネルの方が理事者の説明資料になるやないかという考え方もあるから、その辺も含めて、開かれた議会の中で、市民に分

かりやすくするためにするとか、方向性をちゃんと決めてもらって、どうするかということも含めて、ということを考えてたら期間がかかるやろうと思いますが、ただ、議会全員協議会でも話あったように、ある程度はそういう方向でいうことの中で、パネルを、そういう話の中で、まだ決定事項ではないけども、そのうちにそういうことを決めたいということは議会運営委員会で報告させてもらいますので、そういうことでよろしくをお願いします。

梨本委員長 ということで、本日、皆様から頂戴した意見をもう一度整理いたしまして、また議会運営委員会等で報告した後に、また議会改革特別委員会等で、また皆様とも協議していきたいと思えます。どうぞよろしくお願ひいたします。

では、続きましての議案に移ります。

次に、ハンコレスについてでございます。

西井委員。

西井委員 一般質問で、打合せにない話やから答弁できやんということが、ここしばらく何度も起ってて、分かってる部分で答弁というのは、打合せしてなかったから、私、議員になってから、打合せ以外でも答弁、今まで、吉川市長もそういうことで、打合せにないことでも答弁してもうてたし、その後、山下市長でも、打合せのないときに答弁してたと。ところが、今、市長が阿古さんに代わってから、打合せにないよって答弁しませんと。これはほんまに、資料が必要やから、スムーズに答弁せんなんがための打合せやと。内容の打合せはあんまり、そんな、言うたら、こんな、現実言うたら、一般質問が談合してるような一般質問になるのと違いかと。これをほんまにもっと議会改革特別委員会でも真摯に受け取った中で対応してもらわなかったら、打合せにないよって返答できませんと、それは、議長、過去からそんなん決めてましたか。打合せにないよって答弁しませんと。たしか、私、議員になったときに、岡本議員は当時副市長やって、打合せにないよって答弁できへんと、資料とか、そういうところの細かいことが今ないから、それについては方向性は説明しますからいうふうな話の答弁はあった、多々してもうてたと思えます。今その辺から言ったら、もっとその辺、理事者も、やはり自分が執行した中で分かってる部分が、細かい数字まで分からん部分はあると思えますが、例えば金額的に1億円ほどの執行した中で、1円の半端まですっきり言えとか、約1億円でもええわけですやん。それを、打合せなかったよって答弁できへんとかいうことが多々あることが、やはり議員に対して、その辺では、やはり方向性とか、そういう大きな枠の中で答弁すべきやろうと。それがもっと議会改革でも、理事者側に大きくその辺で自覚してもらわな。さっきの、こない言うたら悪いけど、パネルがどないするいうより、それが、ほんまにもっと大きな問題やと思えます。議員としては、はっきり言うて。パネルが見える、見えやんとか、ほんまに議員の質問について分かることは、若干の誤差はあるかもしれんけど、こうこうですよとかいう答弁すべきやつを、打合せないよってしませんとか、そんな、これはほんまにその辺は、議会改革の今後、理事者側とも当たる中で、もっと大きな問題で検討してもらわな、議員の発言自体に答弁せえへんというのは、こんな失礼な話、本来言うたら、ないと思ってますが。そやけど、その辺について、新たな意見として、またそれもこの委員会で検討してもらいたいと思っております。

梨本委員長 今、西井委員から、このようなご意見頂戴しました。この後の議案にも関与するんですけども、研修等の中で、そういったことも含めて、例えば、私も1期目というところで、事前通告の在り方であるとか、そういったことも含めて、もう一度皆さんと、ベースといたしますか、知識を共有した上で、あるべき道を皆さんと一緒に探していければというふうに思っておるところもございます。それまでにできるところに関しては、議会運営委員会の委員長、それから議長とも協議しながら進めていきたいと思うんですけども、少し議会改革として取り組む中では、そういった方向でさせていただければというふうにも思っておるところをご理解いただきたいと思います。

議長。

西川議長 申し合わせで事前通告というのはあるんか。ないわけやろう。そやから、もともとは、委員長としてまとめてもらいたいのは、事前通告をするというのは、先ほど谷原委員がおっしゃったように、理事者と議員とのやり取りの中で、正確な答弁をもらうがために事前通告をしてるわけで、数字とか、そういうふうなこと、事前通告をし、ほいで、こういうふうな質問したときには、その資料、こういうふうにご答えますという正確な答弁をもらうがために、これ、打合せなり事前通告をしてるわけで、市長に対しての考え方であるとか、そういうふうなことについては、事前通告がないから答えられへんというような問題ではないような質問があるわけやから、それはやっぱり、はっきりと議会議員として、議長としても、きちっと言うべきことは言うけれども、議会改革の方の正副委員長としては、そこらはきちっと言うてもらわなあかんと、こういうふうには思ってます。

それと、取りまとめてほしいのは、先ほどから言ってるように、議員の権利として、きちっと理事者に対して質問をする。その質問をきちっとするがために、パネルを利用したり、例えば各自治体、こういうふうな例を引いて、それで、こういうことをやってるのに、理事者、葛城市はこういうことをどう考えてるのかというふうなことを理事者に、第一義は質問やと思います。このことについては、ただ、川村委員もおっしゃる、また増田委員、皆さん、今おっしゃるのは、これ、インターネット中継を開始したという意味だけは分かっておいていただきたい。それは市民の方々にとということで、このインターネット中継を採用して、それで、いろいろな議会として改革してきたので、第一義は理事者との質問やけれども、インターネット中継をしたという意味だけはちゃんと分かっておいて、よりよい方向にまとめていただきますように、委員長、よろしくお願いします。

梨本委員長 今、議長からも、このようなご意見を賜りましたので、また正副委員長で打合せをさせていただいて、また皆様にご提案させていただくようにしようと考えております。よろしくお願いたします。

では、次に移りまして大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

梨本委員長 では次に、ハンコレスについてでございます。本件につきましては、昨年12月定例会の一般質問において、増田議員が執行部に対して、ハンコの押印状況について質問されており、さきの協議会において、議会でもハンコレスに取り組んでいけないかというご提案をいただ

いておりますので、本日も協議願いたいと思います。

まず、現在の議会の押印等の状況について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局、お願いします。

高松書記 議会事務局、高松です。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、現在の葛城市議会におけますハンコ、印鑑に関する押印等の状況についてご説明申し上げます。まず、市議会、議会事務局の事務執行上、押印しているハンコ、印鑑についてでございますが、議長印などの公印がございます。それから、市議会議員が議長宛てに提出する書類、欠席届や一般質問、通告書などに押印する議員の認め印がございます。それから、住民の皆さんが議会宛てに提出する書類、請願とか陳情に押印する行政手続上のハンコ、印鑑がございます。そして、行政内部の手続として、收受しました文書の受付処理や、事務決裁書類に押印している職員のハンコ、印鑑などがございます。それらにつきまして、もう少し具体的にそれぞれの押印の状況についてご説明申し上げます。

まず、葛城市議会で管理している公印についてでございます。お手元に配付いたしております葛城市議会公印規程をご参照ください。現在、議会事務局におきまして、葛城市議会公印規程に規定されております4種類の公印を管理いたしております。公印規程の下段、別表の公印の種類及び寸法という表に記載しております4種類の公印を管理しております。その中で主に使用しております公印は、議長印と委員長印を使用しております。

まず、議長印につきましては、市長宛てに送付する本会議の議案の議決結果などの通知文書、また視察研修の依頼文など、対外的に送付する文書、それと議案の議決証明の際に押印しております。そのほかに、本会議の招集通知や議会全員協議会など、議員宛ての会議の案内文書に議長印を押印しております。

次に、委員長印につきましては、委員会で審査されました議案の審査結果報告など、主に議長宛てに送付する文書に押印しております。そのほかに、委員会の会議の開催通知など、各委員宛ての案内文書に委員長印を押印しております。

続きまして、葛城市議会で使用している各種書式についてご説明させていただきます。欠席届、下段のページ番号のところに参考資料1から参考資料6と記載している書式をご参照ください。葛城市議会では、議員や委員が議長や委員長宛てに提出する際の各種書式、欠席届や議案の提出、一般質問通告書などを使用しております。これら各種書式の提出に当たっては、書式に記載しているとおり、署名と押印をお願いしております。ただ、一般質問通告書につきましては、現在、質問事項と併せて、氏名が印刷されたものを提出されておられる議員が多い状況でございまして、その際は、議員の認め印のみの押印をお願いしているのが現状でございます。

続いて、葛城市議会で押印に関する規定をしている例規、条例・規則などについてでございます。葛城市議会で押印について規定している例規につきましては、さきに説明しました公印の押印について規定をしている公印規程のほかに、市議会委員会条例と会議規則が該当しております。押印という文言を検索した部分を抜粋した資料をお手元に配付しておりますので、それに基づいて説明させていただきます。

まず、葛城市議会の委員会条例につきましては、第28条に、委員会の記録作成、委員会の会議録につきましては規定されております。これに署名し、又は押印しなければならないと規定されておりますので、実際の運用につきましては、委員会の会議録、葛城市の場合は署名のみで対応しております。ちなみに、本会議の会議録の署名につきましては、地方自治法第123条第2項に署名のみと規定されておりますので、こちらにつきましても押印はしておらず、会議録署名議員の署名をお願いしているのが現状でございます。

次に、葛城市議会の会議規則に押印の規定されている部分につきましては、住民の皆さんが議会宛てに提出する行政手続上の押印に関しまして、請願の条項第139条になりますが、請願者が押印をしなければならないと規定をされておりますので、現状は、請願の書式例、別紙つけておきますとおり、押印は必要と考えておりますが、この件につきましては、全国の市議会議長会でも、行政手続等におきまして、原則として押印を廃止するという政府の政策動向を踏まえまして、押印の見直しについて議論されております。

先般、全国市議会議長会の理事会、評議員会、合同会議が書面開催されておまして、その結果、標準市議会会議規則の一部改正について通知がございました。今後、会議規則の改正につきましては、所管であります議会運営委員会の方でご協議していただく運びになると思っておりますので、改めましてその場でご案内させていただきたいと考えておりますので、ご承知おき願います。

最後に、行政内部の手続として、議会事務局等で收受した文書の受付処理や、事務決裁書類に押印している決裁印等についてでございます。こちらにつきましては、現在、市の執行部の方におきまして、電子決裁システムの導入が進められておりますので、今後、議会事務局でもシステム運用ができるよう調整していきたいと考えております。

以上が現在の葛城市議会における印鑑、ハンコに関する押印等の状況となります。よろしくお願いたします。

梨本委員長 ただいまご説明願いましたが、議会におけるハンコレスについて、何かご意見等ございますでしょうか。

増田委員。

増田委員 一般質問でもお願いした手前、黙って座ってるわけにいかないので、意見を述べさせていただきます。先ほど事務局の方からご説明をいただきました。現状こういうふうな形で様式が、押印する資料であったり、署名だけでとええというふうなことをご説明いただきました。私は、法的に必要な部分、条例も含めてですけども、うたっておるもの以外については、速やかにハンコレス、必要に応じて署名というもので対処できるような方向に進めていただくべきかなというふうに思うんですけども、先ほど説明願いました、これだけですよね。様式として、ほかにハンコを押す場所が、議会事務局内ではこれだけしかないということでもいいんですよね。そういうふうに理解。

(発言する者あり)

増田委員 これだけですよね。

梨本委員長 事務局。

高松書記 ただいまの増田委員のご質問でございます。この書式参考資料1から6に提示しておりますのは、主なものとして挙げさせていただいております。そのほかにも、市議会の標準書式例というのに基づいて、葛城市で任意の様式を備えておりますので、その書式例につきましても、先ほど、全国市議会議長会の方で、会議規則の改正については検討するというので、今後この書式についても、標準書式例を見直していく方向であるというのを伺っておりますので、それも踏まえて書式も考えていけたらという、まだそういった状況でございます。よろしく願いいたします。

梨本委員長 増田委員。

増田委員 全国の議長会でも、そういうものを進めておられますので、それより先走ってやって、またそれと整合性が取れなくなっても困りますので、並行して、全国と足並みそろえて、これを進めていただくことをお願いしておきたいと思っております。

梨本委員長 ほかに何かご意見ございますでしょうか。

松林委員。

松林委員 お聞きをしたいんですけども、ハンコレスのできる範囲、今まで押印と捺印して正式な書類という形でやっておったわけなんですけども、これ、何か不具合とか、そういうようなものはないのでしょうか。ハンコレスをするについて書式も変更されるということで、書式も変更しなければハンコレスができないとか、そういうのもあると思うんですけど、何かそういう不具合等は、今後ハンコレスになった場合は、あるのか、ないのか。あるのでしょうか。お聞きしたいんですけども。

梨本委員長 事務局、お願いします。

高松書記 ただいまの松林委員のご質問でございます。ハンコレスになった場合の不具合につきましてでございます。今、条例、法令で規定されてる分については、特に、それに応じた形で進めていけたらと考えております。今、議会で管理してる分につきまして、ハンコレスのどの部分か具体的に指摘していただければ、それに応じて対応は、不具合が出るようなものがあれば、ないというふうには今のところは感じてます。決裁についても電子決裁を進めるという形になります。あと、公印についても、まだ執行部の方がどういう、執行部も国の方からハンコレス、地方公共団体における押印見直しマニュアルというのが国の方から出ておまして、それに応じて執行部の方も手続されておりますので、それに応じた形で押印の見直しを進められればというふうには考えております。

あと、公印とかにつきましては、会議の案内通知とかにつきまして、あくまで議会内部の事務処理になりますので、その辺については特に不具合はないのかなというふうには感じております。ただ、対外的に出す分については、いきなり公印省略というのも、今までは押してあったのにというところはあるんですけども、その効力とかについて、そこまで、議決証明とかについては当然必要やとは思いますが、対外的に送付する分についても必要かなというふうに感じております。現在把握できてるのはそれぐらいになります。失礼いたします。

梨本委員長 松林委員。

松林委員 今後いろいろ不具合のある部分については、現行のまま行く。それ以外、ハンコレスで対

処できる分については、その部分からハンコレスで対応していくという、こういうような考え方かなと、分かりました。

梨本委員長 ほか、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 それでは、今のご意見を参考にしながら、まず、外部へ発出する文書の押印省略は、まだ葛城市の方針が未定ということでございますので、一足飛びには難しいというふうに考えております。ただ、各議員の皆様への会議案内通知、こういった押印の省略であれば、議会の方でも進められるのではないかとこのように思うところもございます。その際、押印省略の場合は、会議通知、これまで郵送させていただいておりましたが、これをファクス送信への変更も検討できるのではないかと。紙代、郵送代、封筒代等の削減にもつながることですし、ペーパーレスによる今後の議会ICT化への検討にもつながればというふうにも考えております。私の方からは、そういった方向で進めればどうかというふうにも考えているわけなんです、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 では、まずはできるところからというところでスタートさせていただきますので、また随時、議長と相談しながら進めてまいりたいと思います。よろしく願いいたします。では、ハンコレスにつきましては以上とさせていただきます。

次に、議員研修についてでございます。議員研修につきましては、先進地への視察研修も重要であります、現在の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、今年度を実施した、外部から講師を派遣してもらっての研修の充実、また、オンライン研修についても検討してはどうかとの意見もいただいております。研修のテーマにつきましては、令和3年度は議会議員の改選の年でもございますので、議会運営に関する事項や政務活動費、議員定数や議員報酬、また県域水道や県の社会教育センターに関する事項等について専門家などの話を聞きたいとの意見がございました。それらを踏まえ、今後の議員研修の実施内容や方法についてご協議願いたいと思いますが、今回この特別委員会で協議する議員研修は、議会基本条例に規定されている議員研修の充実強化により予算化された講師派遣によるものを考えております。各常任委員会や議会運営委員会の研修については、これまでどおり、それぞれの委員会で実施方法等をご検討いただければと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

それでは、議員研修につきまして、何かご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 以前、皆様から、いろいろな議会運営に関する事項、政務活動費等、先ほど申しましたように、様々な意見を頂戴しております。その意見に基づいて、議会研修の実施時期であるとか、テーマ、講師などについて、詳細については、一度正副委員長に預けていただきましたら、また一度、副委員長とも相談させていただいて、時期的には、できれば年度が変わりまして、4月もしくは5月ぐらいにさせていただければというふうにこちらの方では考えております。またこの辺も、議会運営委員会、それから議長ともご相談させていただきながら、

皆様にご提案させていただこうと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

梨本委員長 ありがとうございます。では、議員研修につきましては以上とさせていただきます、進めてまいりたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

本日の委員会にて予定しておりました検討項目は以上となります。

この際、ほかに何かご意見等がございましたらお伺ひしたいと思ひますが、何かございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

梨本委員長 では、ないようであれば、調査案件(1)議会改革に関する事項等については以上といたします。

本日の調査案件は以上でございます。

それでは、皆様、慎重審議、本当にありがとうございました。皆様から賜りましたご意見等は、それを十分に踏まえた上で、次につながるように、そしてまた、議会が開かれた議会として市民の皆様により身近なものになるように、我々の活動が充実するように考えてまいりたいと思ひます。今後ともご協力のほどよろしくお願ひいたします。

以上をもちまして議会改革特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午後2時32分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

議会改革特別委員会委員長

梨本 洪珪